インフラファンド市場の開設に伴う上場制度等の整備について

２０１５年2月２４日
株式会社東京証券取引所

Ⅰ．趣旨

近年、投資者の資金運用ニーズの多様化を背景とし、経済動向等の影響を受けにくい安定的なアセットクラスとして「インフラストラクチャー」（以下「インフラ」といいます。）を対象とした投資への関心が高まっており、海外取引所においてはインフラを投資対象としたファンドが上場し、広く投資者に売買されている状況にあります。また、「日本再興戦略」においては、①インフラの整備・発展のために民間資金の活用を促進していくこと、②民間にインフラ事業の運営を委ねる公共施設等運営権方式の拡大を図ること、③再生可能エネルギーの導入を積極的に推進することが成長戦略として掲げられるとともに、金融・資本市場の活性化策として当取引所が開設予定の「インフラファンド市場」の創設に必要な制度的な手当てが行われる旨が記載され、昨年９月、投資法人等が再生可能エネルギー発電設備等のインフラ施設等を保有することができる関係法令の改正が図られています。

インフラに対する投資ニーズの高まりやインフラ整備の社会的意義等を踏まえ、当取引所では専門家・有識者による「上場インフラ市場研究会」を開催するなど、インフラファンド市場の創設に向けた実務的な対応について検討を進めて参りましたが、この度、関係法令が整備されたことなどを踏まえ、本年４月を目途にインフラ施設等を実質的な投資対象とする投資法人等が上場する「インフラファンド市場」を開設することといたしました。

インフラファンド市場については、既存の不動産投資信託証券（以下「ＲＥＩＴ」といいます。）市場と同様、主に安定継続的な金銭又は収益分配が行われる商品が上場する市場となることを想定し、インフラ施設等の運営者に係る情報開示の充実を図るなど、インフラの特性に着目した上場制度を整備することとします。また、本邦投資者に多様な金融商品への投資機会を提供する観点から、海外取引所等において上場又は継続的に取引されているインフラを投資対象としたファンドの上場制度についても整備することとします。

Ⅱ．概要

項目	内容	備考
１．インフラファンド市場の開設について	・インフラを投資対象とする投資証券等を上場する市場として「インフラファンド市場」（以下「インフラ市場」といいます。）を開設します。 ・ＲＥＩＴ市場の上場制度を基調としてインフラ市場の制度整備を行うこととします。なお、同市場上場商品の実質的な投資対象が「インフラ」となることに鑑み、インフラの資産特性に着目した規定を設けることとします。	・ＲＥＩＴ市場とは異なる市場として取り扱うこととし、有価証券上場規程等においてインフラ市場向けの規則体系を新たに整備することとします。 ・売買制度及び決済制度は、既存の①投資信託の受益証券若しくは投資証券、②外国投資信託の受益証券若しくは外国投資証券又は③②を受託有価証券とする有価証券信託受益証券に準じたものとなります。
２．インフラ市場の上場商品について （１）内国インフラファンド	・インフラ市場には、①内国インフラファンド、②外国インフラファンド及び③外国インフラファンド信託受益証券を上場することとします。 ・次のａ又はｂに掲げる有価証券のうち、投資者の資金を主として「インフラ資産等」及び「インフラ関連有価証券」に対する投資として運用するものをいいます。 ａ．金融商品取引法（以下「法」といいます。）第２条第１項第１０号に掲げる投資信託の受益証券 ｂ．法第２条第１項第１１号に掲げる投資証券	・本制度要綱では、左記①から③の総称として「インフラファンド」と記載します。

項目	内容	備考
（２）外国インフラファンド	・次のａ又はｂに掲げる有価証券のうち、投資者の資金を主として「インフラ資産等」及び「インフラ関連有価証券」に対する投資として運用するものをいいます。 ａ．法第２条第１項第１０号に掲げる外国投資信託の受益証券 ｂ．法第２条第１項第１１号に掲げる外国投資証券	・外国インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券については、本国等における法制度及び実務慣行等を勘案して当取引所規則の適用を行います。 ・外国インフラファンドについては、外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていること（以下「重複上場」といいます。）が、新規上場及び上場維持の要件となります。
（３）外国インフラファンド信託受益証券	・金融商品取引法施行令第２条の３第３号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が外国インフラファンドであるものをいいます。	・受託有価証券である外国インフラファンドが重複上場していることが新規上場及び上場維持の要件となります。
３．インフラ資産等・インフラ関連有価証券について （１）インフラ資産等	・インフラ資産及びインフラ有価証券を「インフラ資産等」とします。 ａ．インフラ資産	

項目	内容	備考
	・次の（ａ）から（ｉ）に掲げる資産を「インフラ資産」とします。 （ａ）再生可能エネルギー発電設備 （ｂ）国又は地方公共団体その他これに類するものから設定された公共施設等運営権（（ａ）又は（ｃ）に掲げる資産に係る公共施設等運営権に限る。） （ｃ）その他当取引所が指定する資産 （ｄ）上記（ａ）から（ｃ）までの資産に伴う土地・建物、土地・建物の賃借権、地上権及び地役権 （ｅ）上記（ａ）から（ｃ）までの資産を運営するために必要な有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産（（ｄ）に該当する資産を除く。） （ｆ）上記（ａ）及び（ｃ）から（ｅ）までの資産をリース物件とする財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第１６条の３第１項及び第２項に規定するもの （ｇ）上記（ａ）、（ｃ）及び（ｅ）に係る賃借権　（（ｅ）については、有形固定資産に係る賃借権に限る。） （ｈ）上記（ａ）から（ｇ）までの資産を信託する信託受益権 （ｉ）外国において（ａ）から前（ｈ）までの資産に相当する資産 ｂ．インフラ有価証券 ・次の（ａ）から（ｇ）に掲げる有価証券等を「インフラ有価証券」とします。 （ａ）株券（当該株券を発行する企業の資産が、インフラ資産及び当取引	・左記（ｂ）は、所謂「コンセッション」を指します。 ・左記（ｃ）の資産として、道路、空港、鉄道等を指定します。 ・左記（ｅ）は、投資法人の計算に関する規則第３７条第３項第２号、第３号及び第４号に規定する「有形固定資産」、「無形固定資産」及び「投資その他の資産」を指します。 ・「流動資産等」（有価証券上場規程第１

項目	内容	備考
	所が指定する資産（以下「インフラ対象資産」といいます。）に限定される場合に限る。） （ｂ）当事者の一方が、相手方の行う出資された財産の全額をインフラ対象資産に対して投資する運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産のみに対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分 （ｃ）資産流動化法に規定する優先出資証券（当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産がインフラ対象資産に限定されるものに限る。） （ｄ）受益証券（当該投資信託の投資信託財産がインフラ対象資産に限定されるものに限る。） （ｅ）投資証券（当該投資法人が運用のために保有する資産がインフラ対象資産に限定されるものに限る。） （ｆ）資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産がインフラ対象資産に限定されるものに限る。） （ｇ）外国において（ａ）から前（ｆ）までの資産に相当する資産	２０１条第１９号に規定する「流動資産等」）に相当する資産等を当取引所が指定する資産とします。
（２）インフラ関連有価証券	・次のａからｇに掲げる有価証券等を「インフラ関連有価証券」とします。 ａ．株券（当該株券を発行する企業の資産の二分の一を超える額がインフラ資産等である場合に限る。）	・インフラ資産等の要件を充足する資産等については、インフラ関連有価証券に該当しないものとします。

項目	内容	備考
	ｂ．当事者の一方が、相手方の行う出資された財産の二分の一を超える額をインフラ資産等に対して投資する運用のために出資を行い、相手方が、その出資された財産の二分の一を超える額についてインフラ資産等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分 ｃ．資産流動化法に規定する優先出資証券（当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産の二分の一を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。） ｄ．受益証券（当該投資信託の投資信託財産の二分の一を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。） ｅ．投資証券（当該投資法人が運用のために保有する資産の二分の一を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。） ｆ．資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産の二分の一を超える額をインフラ資産等に対する投資として運用するものに限る。） ｇ．外国においてａから前ｆまでの資産に相当する資産	
４．オペレーター	・インフラ資産の運営に関する事項を主導的に決定するものを「オペレーター」とします。具体的には、インフラ資産、インフラ有価証券又はインフラ関連有価証券の別に応じ、次のａからｃに掲げるものが「オペレーター」に該当します。 ａ．インフラ資産に係るオペレーター	

項目	内容	備考
	・インフラ資産の保有者が当該インフラ資産を賃貸している場合において、①借主（当該インフラ資産を借り受けているものを指します。）自らが運営を行う場合には当該借主が、②借主が当該インフラ資産の運営を他者に委託している場合には当該運営業務の受託者がオペレーターに該当します。 ・①インフラ資産の保有者自らが運営を行う場合には当該保有者が、②インフラ資産の保有者がインフラ資産の運営を他者に委託している場合には、当該運営業務の受託者がオペレーターに該当します。 b．インフラ有価証券に係るオペレーター ・インフラ有価証券が対象とするインフラ資産に係るオペレーターに該当するものを、インフラ有価証券に係るオペレーターとします。 c．インフラ関連有価証券に係るオペレーター ・インフラ関連有価証券が対象とするインフラ資産又はインフラ有価証券に係るオペレーターに該当するものを、インフラ関連有価証券に係るオペレーターとします。	

項目	内容	備考
５．新規上場 （１）新規上場申請	・次のａ及びｂに掲げる区分に従い、当該ａ及びｂに定めるものが新規上場申請を行うこととします。 ａ．内国インフラファンド ・投資証券：投資法人及び管理会社 ・投資信託の受益証券：管理会社及び信託受託者 ｂ．外国インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券 ・外国投資証券（当該投資証券を受託有価証券とする信託受益証券を含む。）：外国投資法人及び管理会社 ・外国投資信託の受益証券（当該受益証券を受託有価証券とする信託受益証券を含む。）：管理会社及び信託受託者	・投資証券の場合は「資産運用会社」が、投資信託の受益証券の場合は「投資信託委託会社」が管理会社に該当します。（外国投資信託の受益証券及び外国投資証券の場合には、外国の法令に基づき、管理会社に相当する行為を行う者が管理会社に該当します。） ・外国インフラファンド信託受益証券については、預託契約等が外国インフラファンド信託受益証券に係る預託機関等及び当該外国インフラファンド信託受益証券の所有者の間で締結されるものであり、かつ、当該外国インフラファンド信託受益証券に係る管理会社が当該預託機関等との間において、当取引所が適当と認める契約を締結することが上場申請の前提となります。 ・新規上場の申請に当たっては、所定の書類を当取引所に提出するものとし

項目	内容	備考
		ます。
（２）上場審査の形式要件	・ＲＥＩＴに準じた上場審査の形式要件を規定します。 ・ＲＥＩＴの上場審査の形式要件と異なる基準は、次のａ及びｂに掲げる事項となります。 ａ．投資信託の投資信託財産又は投資法人の資産（以下「運用資産等」といいます。）に占めるインフラ資産等又はインフラ関連有価証券の金額比率が（ａ）及び（ｂ）に適合すること （ａ）運用資産等の総額に占める、インフラ資産等の合計額の比率が、７０％以上となる見込みのあること （ｂ）運用資産等の総額に占める、インフラ資産等、インフラ関連有価証券及び流動資産等の合計額の比率が、９５％以上となる見込みのあること	・本制度要綱においては、次の①から③に掲げるインフラ資産を「インフラ投資資産」と記載します。 ①インフラファンドの運用資産等又は取得する資産がインフラ資産の場合 ・インフラ資産 ②インフラファンドの運用資産等又は取得する資産がインフラ有価証券の場合 ・当該インフラ有価証券の投資対象とするインフラ資産 ③インフラファンドの運用資産等又は取得する資産がインフラ関連有価証券の場合 ・当該インフラ関連有価証券が投資対象とするインフラ資産又は当該インフラ関連有価証券が投資対象とするインフラ有価証券の投資対象となるインフラ資産

項目	内容	備考
		・左記審査に際しては、運用資産等に係るインフラ投資資産について、①新規上場申請日から６か月以内に収益が計上される見込みがあること、②将来の利益計上が見込まれること及び③将来の収益状況が安定的であると見込まれることについて、独立した第三者からの意見書が取得されていることを要件とします。 ・新規上場申請時において、(i)取得する資産に係るインフラ投資資産が１年以上の期間において収益を計上しており、かつ、(ii)当該インフラ投資資産に係る直前決算期又は直前１年間の累計で利益が計上されている場合、取得するインフラ投資資産について①新規上場申請日から６か月以内に収益が計上される見込みがあること及び②将来の利益計上が見込まれることについての、第三者からの意見書の取得は不要とします。（インフラ投資資産が「再生可能エネルギー発電設

項目	内容	備考
		備」の場合に限り、(i)及び(ii)の条件を充足する場合、③将来の収益状況が安定的であると見込まれることについての、第三者からの意見書の取得も不要とします。） ・外国インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券については、管理会社が外国の法令に基づき資産運用に係る免許等を得ていることを上場要件とします。また、形式要件のうち、分布状況については、本邦内の投資主の状況に偏向が認められないこと、オペレーターの選定基本方針については同様の方針が投資方針等として示されているか否かなど、外国インフラファンド等の特性に応じた上場審査の要件を規定します。 ・外国インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券については、インフラ資産等の保有の実態を踏まえ、左記の資産比率と同程度の水準と

項目	内容	備考
		なると見込まれる場合、当該要件を充足しているものとして取り扱います。
	ｂ．投資法人の規約又は投資信託の投資信託約款（以下「規約等」といいます。）において、オペレーターの選定基本方針が記載されていること	・「オペレーターの選定基準」を規定するための方針を、「オペレーターの選定基本方針」といいます。(「オペレーターの選定基本方針」に定められた方針に基づき、具体的な選定基準である「オペレーターの選定基準」を定めることとします。)
（３）上場審査 (実質審査基準)	・ＲＥＩＴに準じた上場審査基準を規定します。	
	ａ．情報の開示を適正に行うことができる状況にあること	・①オペレーターに関する情報の適時開示が適切に行える体制が構築されているか、②投資対象とするインフラ資産に係る管理会社の専門性について、充分な情報開示が行われるか等について、審査を行います。
	ｂ．資産の運用等を健全に行うことができる状況にあること	・①インフラ資産の特性を踏まえたオペレーターの選定基本方針が適切に策定されているか否か、②運用資産等に係る「市況変動リスク」等の諸リスク

項目	内容	備考
	ｃ．金銭の分配又は収益の分配が上場後継続して行われる見込みのあること ｄ．公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと	に対する「リスク管理方針」が適切に策定されているか否か等について、審査を行います。
６．情報の開示等 （１）情報の開示	・インフラファンドの発行者等は、インフラファンドの発行者等、オペレーター及び運用資産等に関する情報について開示を行うものとします。 ・適時開示項目については、原則、ＲＥＩＴに準じたものとなります。 ・ＲＥＩＴの適時開示項目と異なる開示事項は、次のａからｄに掲げるものとなります。 ａ．オペレーターの決定事実 ・オペレーターが、次の（ａ）から（ｈ）に掲げる事項についての決定をした場合 （ａ）合併	・「発行者等」とは、インフラファンドが①投資証券、②外国投資証券及び③外国投資証券を受託有価証券とする信託受益証券の場合は投資法人及び管理会社を、④投資信託の受益証券、⑤外国投資信託の受益証券及び⑥外国投資信託の受益証券を受託有価証券とする信託受益証券の場合は管理会社及び信託受託者を指します。 ・オペレーターの適格性を判断（測定）するための基準を「オペレーターの選定基準」として規定します。

項目	内容	備考
	（ｂ）破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て （ｃ）解散（合併による解散を除く。） （ｄ）インフラ資産の運営に係る業務の廃止（オペレーターでなくなることを決定した場合を含む。） （ｅ）会社分割 （ｆ）事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け （ｇ）法令に基づき行政庁に対して行うインフラ資産等の運営に係る認可若しくは承認の申請又は届出 （ｈ）（ａ）から前（ｇ）までに掲げる事項のほか、インフラファンド又はオペレーターの運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	・「オペレーターの選定基準」は、規約等に記載される「オペレーターの選定基本方針」に基づき決定されるものとします。なお、上場審査時においては、「オペレーターの選定基準」が「オペレーターの選定基本方針」と整合的であるかの確認を行います。 ・インフラファンドの発行者等は、計算期間又は営業期間（以下「決算期間」といいます。）終了後、オペレーターの「オペレーターの選定基準」への適合状況を当取引所に報告することとし、当取引所は当該状況を公衆縦覧に供することとします。 ・外国インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券については、本国等において、外国インフラファンドの流通に重大な影響を与える事実が発生した場合や外国インフラファンド信託受益証券の預託契約等の内容が変更となった場合などにおいて

項目	内容	備考
		適時開示を行うこととします。
	b．オペレーターの発生事実 ・オペレーターに、次の（ａ）から（ｄ）までに掲げる事実のいずれかが発生した場合 （ａ）業務改善命令、登録の取消しその他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発 （ｂ）オペレーターでなくなること （ｃ）オペレーター以外の者による破産手続開始の申立て等 （ｄ）（ａ）から前（ｃ）までに掲げる事実のほか、インフラファンド又は当該オペレーターの運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	
	c．運用資産等に係る決定事実 ・運用資産等について、管理会社が次の（ａ）から（ｅ）までに掲げる事項を行うことについての決定をした場合 （ａ）運用資産等に係る資産の譲渡又は取得　（譲渡又は取得資産の額が５，０００万円以上であるものに限る。）	・資産取得時には、取得するインフラ投資資産について、①収益が取得月から６か月以内に計上される見込みがあること、②将来の利益計上が見込まれること及び③将来の収益状況が安定的であると見込まれることについて、独立した第三者から意見書を取得するものとします。（当該意見書については当取引所に提出することとします。）

項目	内容	備考
	（ｂ）インフラ資産の運営に係る重要な契約の締結又は終了 （ｃ）オペレーターの選定基準の変更 （ｄ）オペレーターの異動等 （ｅ）リスク管理方針の変更 ｄ．運用資産等に係る発生事実 ・運用資産等について、次の（ａ）から（ｄ）までに掲げる事実が発生した場合 （ａ）インフラ資産の稼働の停止 （ｂ）インフラ資産の運営に係る重要な契約の変更又は終了 （ｃ）インフラ資産に関する重要な行政庁による認可、承認又は処分 （ｄ）オペレーターの異動等	・取得時において、(i)取得するインフラ投資資産が１年以上の期間において収益を計上しており、かつ、(ii)当該インフラ投資資産に係る直前決算期又は直前１年間の累計で利益が計上されている場合、①取得するインフラ投資資産に係る収益が取得月から６か月以内に計上される見込みがあること及び②将来の利益計上が見込まれることについての、第三者からの意見書の取得は不要とします。（インフラ投資資産が「再生可能エネルギー発電設備」の場合に限り、(i)及び(ii)の条件を充足する場合、③将来の収益状況が安定的であると見込まれることについての、第三者からの意見書の取得も不要とします。） ・インフラファンドの発行者等は、当該意見書の概要を左記ｃ（ａ）の開示文書に記載することとします。

項目	内容	備考
（２）書類の提出	・インフラファンドの発行者は、所定の書類を当取引所に対して提出することとします。なお、書類の提出事項はＲＥＩＴに準じたものとなります。	・決算期間終了後に当取引所に提出する書類（「資産の運用状況表」）において、取得した資産の収益状況等に関する記載を求めることとします。（「資産の運用状況表」については、公衆縦覧の対象書類とします。） ・左記ｃ（ｂ）及びｄ（ａ）から（ｃ）までの「インフラ資産」には、インフラ有価証券及びインフラ関連有価証券が対象とするインフラ資産を含みます。
７．上場廃止等 （１）上場廃止基準	・ＲＥＩＴに準じた上場廃止基準を規定します。 ・ＲＥＩＴの上場廃止基準と異なる基準は、次のａからｃに掲げる事項となります。 ａ．運用資産等の総額に占めるインフラ資産等又はインフラ関連有価証券の比率が、次の（ａ）又は（ｂ）に該当することとなる場合	・インフラファンドの発行者は、決算期間終了後に提出する「資産の運用状況

項目	内容	備考
	（ａ）運用資産等の総額に占める、インフラ資産等の合計額の比率が、毎決算期間の末日において７０％未満となった場合において、１年以内に７０％以上とならないとき （ｂ）運用資産等の総額に占める、インフラ資産等、インフラ関連有価証券及び流動資産等の合計額の比率が、毎決算期間の末日において９５％未満となった場合において、１年以内に９５％以上とならないとき	表」にて、左記比率を当取引所に報告するものとします。 ・外国インフラファンド及び外国インフラファンド信託受益証券については、インフラ資産等の保有の実態を踏まえ、当取引所が左記の資産比率から大幅に乖離していることを確認した場合、当該基準に抵触しているものとして取扱うこととします。 ・決算期間（「Ｘ期」）終了後、「資産の運用状況表」を当取引所に提出するに先立ち、当該決算期間末（「資産の運用状況表」の報告対象となる決算期間の終了日を指します。）時点で保有する現金に係る翌期（「Ｘ＋１期」）の資産取得計画を開示した場合、当該資産取得計画に記載されたインフラ資産等の取得予定額及びインフラ関連有価証券の取得予定額を、それぞれ当該決算期間（「Ｘ期」）末時点でのインフラ資産等又はインフラ関連有価証券

項目	内容	備考
		の金額とみなして左記比率の算出を行うこととする特例措置を設けます。なお、上場廃止に係る猶予期間中である場合又は連続する決算期間を対象として、当該特例措置の適用は行われないものとします。 ・当該特例を適用した場合、資産の取得計画の対象とした決算期間（「Ｘ＋１期」）が終了した後、インフラファンドの発行者等は当該資産の取得計画の実践状況に係る開示を行うものとします。
	ｂ．規約等において、オペレーターの選定基本方針が記載されなくなることとなる場合 ｃ．「オペレーターの選定基準」に抵触するオペレーターが存在し、１年以内に当該状況が解消されないこととなる場合	
（２）監理銘柄・整理銘柄の指定	・当取引所は、インフラファンドが上場廃止のおそれがある場合には「監理銘柄」に、上場廃止となることが決定した場合には「整理銘柄」に指定することができるものとします。	・ＲＥＩＴに準じた実効性確保措置に関する規定を設けます。

項目	内容	備考
８．再生可能エネルギー発電設備を投資対象とする内国インフラファンドについて（特例インフラファンド）	・再生可能エネルギー発電設備を投資対象とし、租税特別措置法施行令第３９条の３２の３の規定（以下「導管性要件」といいます。）の適用を受けることを目標として運用する投資法人のうち、所定の要件を充足する内国インフラファンド（以下「特例インフラファンド」といいます。）については、上場廃止基準の一部を適用しないこととします。	
（１）特例インフラファンドの要件	・次のａ及びｂの要件を充足した内国インフラファンドを「特例インフラファンド」とします。	
	ａ．情報の開示 ・導管性要件を充足するための資産運用計画を立案し、営業期間終了後、その内容について適時開示を行うこと	・資産運用計画の立案内容に沿った資産運用を行った場合に導管性要件を充足する見込みが高い旨について、独立した第三者からの意見（以下「導管性要件の充足に関する確認書」といいます。）を取得することとし、当該意見の概要を開示することとします。 ・新規上場時においては、導管性要件を充足するための資産運用計画及び導

項目	内容	備考
		管性要件の充足に関する確認書の提出を求めることとします。
	b．資産の取得 ・当取引所が定める資産以外のインフラ資産等又はインフラ関連有価証券の取得を、原則行わないこと ・資産運用上やむを得ず当取引所が定める資産以外の資産等を取得する場合、管理会社は投資法人の役員会の事前同意を取得すること	・インフラ資産のうち、再生可能エネルギー発電設備等を当取引所が定める資産として指定します。 ・特例インフラファンドは、投資法人の規約において、左記に記載する、資産の取得に関する要件を定めるものとします。
（２）上場廃止基準について	・特例インフラファンドについては、次のａからｃに掲げる上場廃止基準を適用しないこととします。 ａ．純資産総額に係る上場廃止基準 ｂ．資産総額に係る上場廃止基準 ｃ．運用資産等の総額に占めるインフラ資産等又はインフラ関連有価証券の比率に係る上場廃止基準	・特例インフラファンドに該当しないこととなった場合、通常の上場廃止基準を適用します。 ・左記ｃは、上記７（１）ａの上場廃止基準を指します。
９．その他 （１）行動規範	・インフラファンドの発行者等は、当取引所が定める法令の規定内容を勘案し、インフラ資産等及びインフラ関連有価証券に係る情報として、当	・投資法人の計算に関する規則第７３条第１項第１５号及び１６号（投資信託

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>該法令の規定内容に相当する事項について、法定開示書類、適時開示資料又は当取引所に提出する書類（当取引所が公衆縦覧に供する書類に限る。）に記載することに努めるものとします。</td><td>財産の計算に関する規則第５８条第１項第１６号及び第１７号)、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第２４５条第２項（同施行規則第２２条第３項第８号及び第９号）の規定内容等を、当取引所が定める法令の規定内容とします。

・当該行動規範に基づき、インフラファンドの発行者等は、インフラ資産等及びインフラ関連有価証券に関する評価価格等について、当取引所に提出する書類等に記載することに努めることとします。</td></tr>
<tr><td>（２）上場料金</td><td>a．内国インフラファンドの上場料金
・ＲＥＩＴに準じた料金体系を設定します。
b．外国インフラファンドの上場料金
・下表の料金体系とします。

<table><tr><th>項目</th><th>料金体系</th></tr><tr><td>上場審査料</td><td>・２００万円</td></tr><tr><td>予備審査料</td><td>・２００万円</td></tr><tr><td>新規上場料</td><td>・預託口数に係る純資産総額（以下「預託総額」と</td></tr></table></td><td>・左表の「預託口数」とは、株式会社証券保管振替機構に預託されている外国インフラファンドに係る証券の数量を指します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>いいます。）の万分の９
※１０万円未満となる場合は１０万円、３００万円超となる場合は３００万円。</td></tr>
<tr><td>追加上場料</td><td>・預託口数に係る追加純資産総額の万分の９
※１０万円未満となる場合は１０万円、３００万円超となる場合は３００万円。</td></tr>
<tr><td>年間上場料</td><td>・５億円以下の預託総額につき５０万円
・５億円超５０億円以下の金額につき
２億５，０００万円を増すごとに７万円
・５０億円超の金額につき
２５億円を増すごとに７万円
※３００万円を上限とします。</td></tr>
</table>
c．外国インフラファンド信託受益証券
・外国インフラファンドの上場料金に準じた料金体系とします。</td><td>・外国インフラファンドの「預託口数」を「上場受益権口数」と読み替えて同様の料金体系を適用します。</td></tr>
<tr><td>（３）その他</td><td>・その他所要の改正を行います。</td><td></td></tr>
</table>

Ⅲ　実施時期（予定）

・２０１５年４月を目途に実施します。

以上